

令和7年度県有PR車両を活用したイベント運営業務に係る 業者選定プロポーザル募集要領

1 事業概要

(1) 委託業務名

令和7年度県有PR車両を活用したイベント運営業務

(2) 業務目的

徳島県（以下「県」という。）が所有する「新鮮 なっ！とくしま」号及び「でり・ばりキッチン 阿波ふうど号」（以下、2台を総称して「PR車両」という。）の活用により、PR車両ならではの機動力と発信力を十分に発揮し、県内外で徳島食材の食べ方を提案することにより、豊かな食の魅力を伝え販路拡大を行う。

(3) 業務内容

別添「令和7年度県有PR車両を活用したイベント運営業務仕様書」のとおり。

(4) 委託期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(5) 委託料上限額

金8,000,000円以内（消費税及び地方消費税含む。）

※県の令和7年度予算の成立及び国交付金の交付決定がなされなかった場合又は減額となった場合は、本事業の全部又は一部を実施しない場合がある。

2 スケジュール

令和7年2月17日（月）	公募開始
2月21日（金）	質問受付締切
2月25日（火）	質問回答掲載開始
2月28日（金）	参加申込書等提出締切
3月11日（火）	企画提案書等提出締切
3月中旬頃（※1）	審査委員会（プレゼンテーション審査） ※1 17日（月）～21日（金）のいずれかを予定
3月下旬頃（※2）	審査結果通知 ※2 24日（月）～28日（金）のいずれかを予定
4月 1日（火）	契約・業務開始

3 事業者の参加資格

応募者は、事業を効果的・効率的に実施することができる者（複数法人等による場合は連合体（以下、「コンソーシアム」という。）を含む。）とし、次に掲げる全ての要件を満たす者（コンソーシアムの場合はその構成員）とする。

- （１）物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱（昭和５６年徳島県告示第２６号）第４条第１項の規定による審査により資格を有する者。

※ 資格を有していない場合は、一般競争入札参加資格申請書（徳島県ホームページからダウンロードするか、徳島県経営戦略部管財課において配布されているものを使用すること。）に必要書類を添付して、参加申込書の提出期限までに徳島県管財課へ持参すること。（申請内容について審査を担当する職員から説明を求められた場合にはこれに応ずるものとする。）資格審査の結果については、申請者へ通知が行われる。

- （２）事業所の本社及び営業所等の所在地の都道府県税に未納がないこと。

- （３）本業務と同種又は類似業務の実績を有すること。

- （４）法人格を有すること。

- （５）法人及びその代表が、次の事項に該当しないこと。

ア 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当する者でないこと。

イ 徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止又は指名回避の措置の対象となっていない者であること。

ウ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当すると認められる者又は暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者と認められる者でないこと。

エ 役員（法人の監査役及び監事を含む。）のうちに、次のいずれかに該当する者がいる法人でないこと。

① 破産者で復権を得ない者

② 禁固以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から２年を経過しない者

③ 暴力団の構成員等

オ 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成１６年法律第７５号）に基づく破産手続開始の申立てがなされた者でないこと。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者であっても、更生計画の認可の決定又は再生計画の認可の決定が確定した者については、当該申立てがなされていない者とみなす。

カ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号）第３条又は第８条第１項に違反するとして公正取引委員会又は関係機関に認定された日から２年を経過しない者でないこと。

キ 労働基準法をはじめとする労働関係法令を遵守している者であること。

ク 特定の政治活動又は宗教活動等を主たる目的とする団体、公序良俗に反する等適当でないと認められる者でないこと。

4 企画提案の参加・応募方法

(1) 提出書類及び部数

仕様書を踏まえ、次の書類等を作成し、提出すること。また、書類の大きさはA4版とする。

(ア、イ、ウについては正本1部、エ、オについては正本1部及び副本7部を提出すること。)

内 容	部数	提出期限
ア 参加申込書（様式第1号）	正本1部	令和7年2月28日（金） 午後5時必着
イ 添付書類（コンソーシアムの場合、構成員全て）	正本1部	
（ア）登記簿謄本（履歴事項全部証明書）※写し不可		
（イ）会社等の概要が分かる書類（パンフレット等）	正本1部	
（ウ）直近2期分の決算書又はこれに類する書類	正本1部	
（エ）事業所の本社及び営業所等の所在地の都道府県税の全てに未納がない旨の証明書	正本1部	
（オ）コンソーシアムの場合 コンソーシアム協定書（様式例第1号）の写し 及びコンソーシアム委任状（様式例第2号）	正本1部	令和7年3月11日（火） 午後5時必着
ウ 類似業務委託実績調書（様式第2号） (コンソーシアムの場合、構成員全て)	正本1部	
エ 企画提案書（様式第3号） 当事業の事業目的を踏まえた企画	正本1部、 副本7部	
オ 委託業務に係る経費の見積書（様式第4号）	正本1部、 副本7部	

(2) 提出方法

持参（土日祝日を除く）又は送付（ファクシミリ及び電子メールによる提出は受け付けない。）によること。ただし、送付による場合は書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）。

(3) 提出先及び問い合わせ先

〒770-8570 徳島県徳島市万代町1丁目1番地

徳島県農林水産部とくしまブランド推進課 販売戦略担当

電 話 番 号：088-621-2408

ファクシミリ：088-621-2856

電 子 メ ー ル：tokushimabrandsuishinka@pref.tokushima.lg.jp

5 応募に係る質問

(1) 質問の受付期限

令和7年2月21日（金）午後5時まで（必着）

(2) 質問書の提出

質問書（様式第5号）により行うものとし、4の（3）に示す提出先まで電子メール又はファクシミリにより受け付ける。なお、送信後に必ず電話で着信を確認すること。

(3) 質問の内容

原則として、当該委託事業に係る条件や企画提案書提出手続きに関する事項に限るものとする。

(4) 質問に対する回答

徳島県のホームページ（<https://www.pref.tokushima.lg.jp/>）に掲載する。

6 審査及び結果通知

(1) 審査方法

徳島県が別に設置する審査委員会において、プレゼンテーションによる審査で最優秀提案者を選定する。なお、提案者が1者であった場合は、選定委員会において適否を判断する。

※プレゼンテーション審査に参加する提案者には、企画提案書の締切日以降、別途書面で通知する。

※プレゼンテーション審査を欠席した場合は、応募辞退と見なす。

※やむを得ない事情により、プレゼンテーション審査ができない場合には、別途通知する。

(2) 審査基準

審査は、次の観点に基づき審査する。

ア 事業運営の体制・計画性・実現性

イ 企画案の妥当性・有効性

ウ 経費積算の妥当性

エ 類似業務の受託実績

(3) 審査結果の通知

審査結果は全ての提出者に対し、文書により通知する。ただし、審査の経緯については公表しない。

7 契約の締結

(1) 審査委員会が選定した最優秀提案者を契約予定者とし、当該業務に係る随意契約の相手方とする。

(2) 契約内容の詳細については、企画提案書の内容を基本として、県と契約予定者が協議を行い決定する。この協議の際に企画提案書の内容を一部変更することがある。

(3) 協議が整った場合に契約を締結することとし、契約条項については契約予定者と協議して定める。

- (4) 最優秀提案者との協議が整わなかった場合は、その選定を取り消すとともに、審査委員会において次点となったものを契約予定者とし、契約内容についての協議等を行った上で、契約を締結する。

8 応募に際しての留意事項

- (1) 次のいずれかに該当する場合には、失格又は無効とする。

- ア 参加資格、提出方法、提出先又は提出期限に適合しない場合
- イ 虚偽の内容が記載されている場合
- ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
- エ 本要領及び仕様に適合しない場合
- オ その他不正な行為等があったと県が認めた場合

- (2) その他

- ア 応募は1参加者につき1件とする。
- イ 書類の作成はA4縦版（片面印刷）横書きとし、フォントは11ポイント以上で作成すること。なお、表・写真等を用いた補足資料を添付することができるが、できる限り簡潔なものとする。
- ウ 書類等の作成に用いる用語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位に限る。
- エ 企画提案書の作成、提出等及びプレゼンテーションに要する一切の費用は、応募者の負担とする。
- オ 提出された企画提案書の差し替え及び再提出は、原則認めない。ただし、書類の不足・不備の補完、内容不明点の確認のほか、必要に応じ、追加資料の提出を求める場合がある。
- カ 提出された企画提案書は、当該提案者に無断で二次的な使用は行わない。
- キ 選定されなかった企画提案書は、返却しない。
- ク 原則として、本業務の全部又は一部を第三者に委任し又は請け負わせてはならない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と認められる場合、事前に県の承諾を得た上で、業務の一部を委託することができる。
- ケ 提案が選定された者は、企画競争の実施の結果、最適な者として選定した者であるが、契約手続を完了するまでは県と当法人等との契約関係が生じるものではない。
- コ 業務の実施に当たっては、関係各所と十分協議しながら事業を進めるものとする。
- サ 契約履行過程で生じた成果物、制作物の著作権は、徳島県に帰属する。
- シ 採用された企画提案書をもとに委託者と受託者が協議し、業務を行うものとする。
- ス 当要領及び仕様書にない項目で疑義が生じた場合は、その都度協議するものとする。